

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター施設管理業務委託仕様書

1 概要

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下、「委託者」という。）が病院として設備の安定稼働・効率的な運用を維持するため、施設管理業務を委託する。

本業務委託では、管理責任者（6に記載）による総合的な業務管理のもと、運転監視・点検保守業務、及び定期業務を実施し設備の運転に万全を期するものである。

本業務委託を履行するにあたり、受託者の施設管理の知識・技術等の専門性を十分に發揮し、関係法令・規則等（労働安全衛生法、電気事業法、消防法その他）を遵守し業務を実施すること。

2 対象施設

- (1) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（横浜市磯子区滝頭1-2-1）
- (2) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター第二駐車場（横浜市磯子区滝頭1-2-15、1-2-17）
- (3) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター職員宿舎（横浜市磯子区丸山1-26-27）
- (4) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設コスモス（横浜市磯子区滝頭1-2-1）

3 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 業務時間等

病院の受付時間等を考慮し、本業務委託の日勤帯は8時50分から17時50分とする（運転監視業務業務は期間中夜間休日問わず常に実施）。なお横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程第4条に定める診療等を行わない日を本業務委託において休日とし、それ以外を平日とする。

5 受託者の責務

(1) 法令等の遵守

受託者は本業務委託に関連する全ての法令、基準等を遵守し、委託者の経営理念、運営方針等に従って業務を行うこと。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後も同様とする。

(3) 感染対策

委託者の感染対策マニュアルに沿った感染防止策を実施すること。

(4) 安全管理・災害等の対応

病院の運営及び利用者に支障のないように業務を行うとともに、安全管理に留意すること。また、自然災害等が発生した場合は、委託者に協力し最善を尽くすこと。

(5) M R I 撮影室への入室

地下1階画像診断部M R I 撮影室は金属類（磁性体）の持ち込みを禁止する。

(6) 従事者の健康管理

受託者は、全従事者の健康管理に努め、次の健康診断及び検診等を行い委託者へ報告すること。

項目	実施時期	委託者への報告
健康診断	採用時及び年1回以上	胸部X線撮影結果の所見の有無（所見有の場合はその内容）について、委託者へ報告
B型肝炎検診		委託者から要請された場合のみ報告
麻疹抗体検査		各種抗体検査を実施し、その結果について委託者へ報告。なお、各疾患に対して十分な免疫がない場合受託者負担にてワクチン接種を行い、その結果を委託者へ報告すること。
風疹抗体検査		
水痘抗体検査		
流行性耳下腺炎抗体検査		

ア 受託者は、従事者が、感染性疾患等に罹患もしくは疑われる場合には、直ちに委託者に届け出て出勤停止等の必要な措置について指示を仰ぐこと。

イ 委託者より上記以外の特定の健康診断または予防接種の実施を依頼された場合は、受託者の経費負担により速やかに実施すること。その記録について委託者から報告の依頼があったときは応じること。

(7) 火災・災害時の対応

受託者は火災・災害時の自衛消防活動において、自衛消防組織地区隊長及び各要員としての役割を担うこと。また、委託者が実施する訓練等に参加すること。

(8) 一般事項

受託者は従事者に以下の事項を遵守させること。

ア 快適な療養環境の提供に努めること。

イ 規律を守り、明朗で親切・丁寧・正確・公平であること。また、身だしなみや病院の利用者に対する言動及び行動等に注意し、丁寧に対応すること。

ウ 業務上必要な時以外は、診療等が行われている場所に立ち入らないこと。

また、個室等の許可が必要な部屋に入る際は事前に調整すること。

エ 助けが必要な方へ積極的に声掛けを行うこと。

オ 職員や来院者等へ積極的な挨拶を心掛けること。

カ 委託者の指示に原則として従うこと。

(9) 制服及び名札の着用

本業務を行うのに適し、かつ統一された制服を着用し、社名を明示した名札を付けること。また、着用する制服については、事前に委託者の承認を得ることとし、常に清潔に保ち汚染した場合は、速やかに交換すること。

(10) 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 管理責任者の配置及び管理業務

(1) 配置

本業務委託の履行にあたり、各業務に精通し、対象施設で発生する突発のトラブルに迅速かつ適切に対応するため、高度な技術力及び判断力、作業の指導等の総合的な技能を有する者（国土交通省官庁営繕部制定 建築保全業務積算要領（令和5年度版）に規定する保全技士Ⅰ相当）を、管理責任者として、平日の日勤帯中現場に1名配置し、必要な業務管理、従事者への指示・指導等を行うこと。管理責任者が休暇等で平日不在にする場合は、当日の運転監視・点検保守業務及び定期業務従事者とは別に、国土交通省官庁営繕部制定 建築保全業務積算要領（令和5年度版）に規定する保全技師補に相当する技能・実務経験等を有するものを管理責任者の代行者として配置すること。

(2) 管理業務

ア 委託者から受託者への指示等

委託者は、業務の指示・条件及び連絡調整事項等について受託者に伝達する場合、管理責任者にこれを行う。管理責任者は当該業務の従事者に必要な指示や連絡調整等を行い、実行すること。

イ 報告・連絡・調整等

管理責任者は、運転監視・点検保守業務、定期業務について、各業務における前日の業務報告を設備管理日報（別添参考様式1）及び運転帳票（別添参考様式2-1～6）に記載し、委託者に報告すること（報告日が休日の場合は、翌平日とする）。

その他、管理責任者は隨時次の報告・連絡等を行うこと。

(ア) 運転監視及び巡視点検等により発見した故障等の異常についての報告及び意見具申

(イ) 事故の発生及び非常時における緊急連絡

(ウ) その他必要な事項

ウ 有資格者の管理

本業務委託に最低限必要な法定資格等（有資格者、作業責任者等の講習修了者）は、表6-1にあげるものであり、これらの法定資格等を有するものを従事者として選任すること。また、表6-2にあげる資格の保有者もしくは資格保有同等の知識を有するものが少なくとも一人、本業務委託に従事することが望ましい。

管理対象の設備及び機器取扱に資格等が法定されている場合は、当該法令の定める資格を有する者を従事させ責任者とすること。

別途本委託を受託するにあたり必要な資格が生じた際は委託者と協議し、有する者を従事者として選任すること。

表6-1：必要な法定資格等

資格	規格法令
1級ボイラー技士	労働安全衛生法第14条、
	同施行令6条、同施行規則第16条
危険物取扱者（乙種第四類）	消防法第13条
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質障害予防規則第27条 労働安全衛生法第6条第18号
冷凍機械責任者	高圧ガス保安法
第3種電気主任技術者	電気事業法第44条

表6-2：保有することが望ましい法定資格等

資格	規格法令
認定電気工事従事者	電気工事士法第3条
第1種電気工事士	電気工事士法第3条
除害施設等管理責任者	横浜市下水道条例第9条
エネルギー管理員	エネルギーの使用の合理化に関する法律第18条
特定高圧ガス取扱主任者 (液化酸素)	高圧ガス保安法

エ 業務体制の計画、調整、実施

運転監視業務及び点検業務、保守業務等の各業務は、各々複数名体制かつ同時並行で行えるよう、管理責任者は業務計画（シフト）を計画・実施し、調整を行うこと。運転監視業務は休日夜間問わず常に行う必要があり、当該運転監視業務に関わる勤務時間の設定、従事者への休憩時間・休暇等の適切な付与の2点を労働基準法等の関連法令及び受託者の定める就業規則等に応じ計画・実施・調整すること。休憩時間は病院の運営に支障がないようとること。

オ その他の管理業務

(ア) 計画策定業務

本業務委託について、各業務間の調整を行い、以下を提出すること。

- a 年間業務予定表
- b 月間業務予定表
- c 月間勤務表

(イ) 帳票類（日報、月報、年報）等の取りまとめ及び提出

各帳票類の日報、月報、年報等を委託者に提出し、承認を得ること。様式について、施設の実状に合わせて受託者が時点修正・新規作成し、委託者の承認を得ること。

その他電力・水道・ガス・油等の使用量のほか、運転・点検等に関する記録の分析・検討を行い、報告すること。

(ウ) 関係図面・図書類の管理、保管

(エ) 各設備機器台帳の整備

(オ) 工具、器具及びその台帳の管理

(カ) 消耗品及び予備品の管理

管理用備品、蛍光灯類、パッキン等の施設関連消耗品の在庫管理及び管理用備品の管理を行うこと。補充が必要な場合、委託者に購入を依頼すること。

カ 新人等の教育

新たな従事者を業務に就かせる場合は、計画段階で委託者に事前に連絡すること。また業務を遂行するために必要な導入教育を行い、教育期間中はシフトに組み入れないこと。当然に、労働安全衛生法等の講習、受託者の定める一定の雇入教育及び健康診断等が終了していることを前提とする。

キ 立会業務

管理責任者は、官公庁の行う立入検査に立ち会うものとする。

消防署査察、医療監視等の立ち入り検査時の立ち会いと指摘事項、改修指示事項に対する改善計画立案及び対応処置の実施補助を行うこと。

立ち入りの際、必要に応じて立ち会いを行うこと。

また委託者が求めた場合、管理責任者は、委託者が本業務委託とは別途専門業者と契約し実施している設備点検、保守に関する業務について立会うこと。

臨時に実施する業務、不具合箇所の改修等に関する処置に関しても、管理責任者は、委託者と協議のうえ、修理、改修工事等に立ち会うこと。

ク 建物内の管理状況の確認、点検

建物内の管理状況全般を隨時確認、点検し、管理作業不備箇所等については改修、改善の指示を行うとともに委託者にその内容、進捗状況、結果について報告すること。

ケ 事故防止等

建物内での作業時における事故防止、安全管理の徹底、執務、作業環境整備を図るため、隨時建物状況の把握と各従事者への指導を行うこと。

事故発生時には、すみやかに適切な対応措置を講じ、被害の拡大防止に努めるとともに、委託者に報告すること。

コ その他一般事項

(ア) 施設連絡会への参加

毎月1回の施設連絡会（施設管理業務、清掃業務、警備業務の各責任者、委託者による30分程度の月間予定確認の会議）に参加し、議事録を作成し委託者に提出すること。

その他、委託者から依頼される（施設管理に関連する）打合せ・会議に同席し、設備の運転等に関連する必要な助言を行うこと。

(イ) 什器、備品、及び管理業務用消耗品等

本業務委託の履行に当たって受託者の必要とする什器、備品及び消耗品等は、委託者の提供する次のものを除き、受託者の負担とする。

- a 本業務委託のために貸与する机、椅子、書箱、ロッカー、寝具（リネン類を除く）及び常時使用する工具類
- b 本業務委託のための潤滑油、用水、電気、ガス、ウエス等消耗品、小修繕の材料、設備機器の保守用部品及び管理報告用紙

7 運転監視・点検保守業務

病院において、設備・医療機器への安定的な電気の供給や医療ガスの供給等は不可欠である。業務に關わる設備の誤操作・故障等は患者の生命に直結するため、病院内での単独作業は原則禁止とし、夜間休日含め、常に院内で従事すること。以下の(2)及び(3)の各業務は、各々複数名体制かつ同時並行で行えるよう、管理責任者により計画・実施・調整を行うこと。

(1) 管理対象設備

管理対象設備の種類及び数量は、別表1「管理対象設備表」を参照すること。

(2) 運転監視業務

監視制御操作卓等が設置されている地下3階中央監視室を拠点とし、各設備の遠隔監視、警報発報時の初期対応を24時間365日行うこと。夜間・休日等においては、必要に応じて委託者や委託者が指示する事業者へ連絡すること。

各設備は、安定的かつ効率的に運転し、ガス・電力等エネルギー使用量の削減に努めること。

当該運転監視業務は、設備を24時間常に操作卓にて必ず1名以上が監視すること。監視中は常に院内の内線が出られる体制を維持すること。警報発報時は監視中の従事者とは別の従事者が現場に向かうこと。当該運転監視業務に就く従事者のうち1名は国土交通省官庁営繕部制定 建築保全業務積算要領（令

和 5 年度版) に規定する保全技術員に相当する技能・実務経験等を有するものとする。

(3) 点検業務、保守業務等

以下のア 点検業務、イ 保守業務、ウ その他維持管理業務に記載する業務を行うこと。ア 点検業務、イ 保守業務は、それぞれ複数名体制で行い、両業務に遅滞がないよう調整すること。また、ウ その他維持管理業務は、点検と保守の両方の側面を持っているため、ア 点検業務、イ 保守業務に就く、各業務の従事者に配分して実施すること。

各作業日のア 点検業務、イ 保守業務の従事者のうち 1 名は前述した国土交通省官庁営繕部制定 建築保全業務積算要領 (令和 5 年度版) に規定する保全技術員に相当する技能・実務経験等を有するものとする。

ア 点検業務

別表 2 「運転監視・巡視点検保守基準」等を参考に、必要な日常点検、月例点検等を行うこと。別表 2において、点検周期が「都度」に指定されている点検に関しては、設備の起動前や設備本体及び関連設備の不調時など、各点検内容に適した時機に実施すること。受託者の有する建物管理のノウハウに基づく点検基準により、設備等の稼働状態や劣化の状態を点検すること。業務における運転・測定・計測・点検及び実施状況の記録は、各種運転日誌及び各種点検記録表等に記録し、中央監視室に常備すること。

異常がある場合は原因を特定もしくは推測し、必要な対応を検討・実施すること。委託者が本業務委託とは別途専門業者と契約し保守点検を実施している設備において異常が発生した場合、上記契約の受託業者との電話連絡等により、一時対応を行うものとする。

受託者が自ら処置を行う場合で、費用等に関し、本業務委託と別途の契約が必要な場合は協議とする。

イ 保守業務

設備等が性能又は機能を維持する目的で必要とする、応急処置・異常時の対応、消耗品又は部品の取替え、注油、薬剤の補充、汚損の除去、設備の清掃、その他委託者から依頼を受けた業務を行う。

(ア) 応急処置、異常時の対応

運転監視業務、点検業務等により、設備機器等に故障、異常が発見された場合、受託者は、原則として医療機器を除く全ての設備等について緊急的に点検し、原因の特定を行い、仮復旧または緊急小破修理（絶縁抵抗測定、不点灯の管球・安定器、破損したコンセント、誘導灯バッテリー交換等）を行い、病院運営に支障をきたさないこと。電源の停止又は機器の運転の停止を必要とする場合は、直ちに委託者に報告すること。

なお、介護老人保健施設（指定管理者）内の設備は、原因の特定・簡易な部品で対応可能な場合は仮復旧までの対応とする。

(イ) その他委託者から依頼を受けた業務の実施

別表1の「管理対象設備表」に記載されない機器等に関し、委託者から業務（壁へのホワイトボードの固定や、キャビネット等の組立・固定、移動などの簡易な現場対応業務等）の依頼を受けた場合、配置人員の範囲で対応すること。

ウ その他維持管理業務

(ア) 医療ガス設備監視点検業務

医療ガス設備について、監視及び下記に定める巡視点検を行うこと。医療ガス（酸素、窒素、笑気）の残量管理を行い、委託者へ医療ガスの発注依頼を行い、ガス受入時の立ち会い業務を行うこと。

液化酸素貯蔵施設（液化酸素タンク等）、ガスマニホールド（酸素、窒素、笑気）、吸引装置、空気圧縮機及び各設備の付帯設備に関して、中央監視及び巡視点検（シフト毎に毎回実施すること）を行い、外観異常の有無、計器類指示値異常の有無の確認を行うこと。

(イ) 浴室点検

- a 残留塩素測定使用中浴槽の残留塩素測定を毎月1回行うこと。
- b 浴室、シャワー室のシャワーへッド分解消毒清掃

以下の浴室及びシャワー室のシャワーへッドを、年2回分解清掃及び次亜塩素酸ナトリウム溶液に浸漬し消毒を行うこと。

【5階】梅の湯（個浴3室）、桜の湯（機械浴室、洗髪台）の各室内
シャワーへッド一式

【4階】桃の湯（機械浴室、洗髪台）、藤の湯、4階東病棟シャワー
室の各室内シャワーへッド一式

【3階】あやめの湯（機械浴室、洗髪台、シャワー室）、あじさいの
湯の各室内シャワーへッド一式

【2階】男女更衣室内シャワー室、手術室男女更衣室内シャワー室、
当直者用シャワー室の各室内シャワーへッド一式

【地下3階】男女更衣室内シャワー室内シャワーへッド一式

(ウ) 排水トラップ清掃業務

- a リハビリテーション補装具室 石膏トラップの清掃 1回／月
- b 歯科技工室排水トラップ 1回／月

8 定期業務

各定期業務の専門性・適用法令等に応じ、管理責任者は、必要な技術・資格を有する人員にて履行すべく計画すること。

委託者と業務に必要な協議、連絡・調整を行うこと。業務実施後は、すみやかに報告書を作成し、提出すること。

運転監視・点検保守業務の従事中の者に、当該定期業務を実施させないこと。
なお、委託者により承認した定期業務に関してはこの限りでない。

(1) 電気設備定期点検業務

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター電気工作物保安規程、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター職員宿舎電気工作物保安規程、労働安全衛生規則等関係法令を遵守し、電気設備の点検、試験、測定、保守、整備及び清掃を行うこと。

なお、作業時の組織表、作業計画表を点検の3週間前までに提出すること。また、対象施設の各部門への説明や必要な掲示等を行うこと。

ア 保守点検の履行場所、履行予定月及び回数、点検内容

日程は、病院の状況により、受託者が調整を行うこと。点検内容は、別表3を参照すること。

(ア) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（介護老人保健施設を含む）

空調運転の中間期である概ね10月～11月に実施し、一般系統、保安系統の2回にわけて、各々日曜日に実施すること。

(イ) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター職員宿舎

委託者の電気設備定期保守点検実施の翌月に実施すること。

イ 点検上の注意点

(ア) 作業後の復旧

作業終了後は速やかに復旧し、委託者の承認を得ること。

(イ) 非常時の対応

作業中受託者の責任により異常が発生した場合には、受託者の責任負担にて速やかに復旧させること。

その他、作業中に受託者の責任によらない異常を発見した場合は、受託者は委託者が選任する電気主任技術者にすみやかに報告し、原因を調査し適切な処置を行うこと。当該処置に關わる費用負担は、委託者と受託者で協議し決定する。

(ウ) 点検時の電力供給

点検中も病院は稼働しているため、①保安系統点検時は委託者が契約する商用電源から一般系統に電力を供給し（保安系統の一部への供給を含む）、②一般系統点検時は病院の非常用発電機から保安系統に電力を供給し（一般系統の一部への供給を含む）、点検を行うこと。

点検及び測定に必要な資機材、物品等（高圧ヒューズ等の予備品を除く）は、受託者が準備・負担すること。

点検時、稼働中の負荷へ電源供給するにあたり、必要となる仮設ケーブル・点検仮設電灯等は委託者から貸与する。受託者にて点検前にこれらを設置し、点検後に撤去し委託者に返却すること。

(2) その他定期業務

ア 空調機等フィルター交換業務

(ア) 定常フィルター交換業務

別表4に示す、空調機、ファンコイルユニットの中性能フィルター等を新材に交換すること。

作業は、運転監視・点検保守業務に支障が出ない範囲で当該業務シフトの人員を充てることができるとする。

(イ) 手術室内フィルター交換業務

令和 10 年度に手術室内のフィルター（別表 4）の交換を機器メーカー立会いのもと実施すること。作業にあたり病院業務の運営を優先しつつ、調整等は受託者が行うこと。

交換後はすみやかに下記の測定を実施し、清掃を実施すること。なお、測定ポイントについては別途協議とする。

測定内容	測定箇所	単位	備考
清浄度測定	27	点	測定ポイント毎にて測定すること
室圧測定	3	室	各室にて測定すること
風速測定	36	枚	各 HEPA フィルターにて測定すること
リーク測定	36	枚	各 HEPA フィルターにて測定すること

イ 地下 1 階厨房グリスフィルター交換洗浄業務 4 回／年

地下 1 階厨房内全レンジフード内のグリスフィルター（計 34 枚）を交換し、外したフィルターは厨房から搬出し洗浄すること。交換に用いるフィルターは前回洗浄品とする。

ウ 環境測定、水質検査業務

(ア) 一般空気環境測定業務 4 回／年

監視対象の 20 ポイント（屋上、地上階外気を含む）を選定し、委託者に承認を得た後、実施すること。なお、当該一般空気環境測定業務は、運転監視・点検保守業務の従事者により実施しても構わない。

a 測定項目は以下のとおりとする。

- ・浮遊粉塵量測定
- ・一酸化炭素含有率測定
- ・二酸化炭素含有率測定
- ・温度測定
- ・相対湿度測定
- ・気流測定

b 測定の方法は次によるものとする。

- ・測定時刻 平日の昼間とする。
- ・測定高さ 床上 75 cm 以上 120 cm 以下とする。
- ・測定場所 居室の中央とする。

c 報告書の提出

各回の測定後すみやかに報告書を作成、提出すること。

(イ) クリーンルーム環境測定業務 1回／年

下記のクリーンルームにおいて、各測定を行うこと。

a 測定項目

- ・浮遊微粒子数測定
- ・換気回数測定
- ・空間空気圧力差測定

b 測定個所（クリーンルーム）は以下のとおりとする。

- ・血管連続撮影準備室（6ポイント）
- ・血管連続撮影室（8ポイント）
- ・既滅菌材料保管室（5ポイント）
- ・薬剤無菌室（4ポイント）
- ・病理検査室（7ポイント）
- ・細菌検査室（7ポイント）
- ・I C U（23ポイント）
- ・I C U器材室（3ポイント）
- ・手術ホール（5ポイント）
- ・手術室1（12ポイント）
- ・手術室2（7ポイント）
- ・手術室3（7ポイント）
- ・手術受付（2ポイント）
- ・手術前室・展開室（7ポイント）
- ・器材コーナー1（3ポイント）
- ・器材コーナー2（2ポイント）
- ・器材室（3ポイント）

(ウ) 水質検査業務

飲料水（上水）、雑用水について水質を検査し、報告すること。

a 飲料水水質検査

委託者の指定する水栓より、検体（脳卒中・神経脊椎センター1検体、脳卒中・神経脊椎センター職員宿舎1検体の計2検体）を採取し、次の項目について検査を行うこと。

【細密検査（28項目）】 1回／年 ※6月～9月に実施すること

一般細菌数、大腸菌群数、鉛、亜硝酸態窒素、シアノ化物イオン、硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛、鉄、銅、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

【簡易検査（16項目）】 1回／年

一般細菌数、大腸菌群数、鉛、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、亜鉛、鉄、銅、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、

色度、濁度

b 雜用水水質検査

雑用水の供給元は上水道であり、災害時には飲用として使用する計画であるので、定期的に水質検査を行うものとする。検査は、委託者の指定する場所より1検体を採取し、次の項目について検査を行うこと。

【細密検査（28項目）】 1回／年 ※6月～9月に実施すること

一般細菌数、大腸菌群数、鉛、亜硝酸態窒素、シアノ化物イオン、硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛、鉄、銅、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

【簡易検査（16項目）】 1回／年

一般細菌数、大腸菌群数、鉛、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、亜鉛、鉄、銅、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

エ 第一種特定製品 簡易点検 4回／年

別表5「第一種特定製品リスト」に記載の業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、年に4回（5月、8月、11月、2月）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：改正フロン法）に基づく簡易点検を行い、記録すること。作業は、運転監視・点検保守業務に支障が出ない範囲で当該業務シフトの人員を充てることができる。

当該第一種特定製品リストは、対象機器の撤去や設置に応じて、時点修正を行うこと。

オ オイルタンク気密試験 1回／年

地下オイルタンク（30,000m³×3基）について、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（最新版）に基づくオイルタンク気密試験を行い、報告書を提出すること。

カ 給水設備保守点検業務 1回／年

給水設備について、以下の点検・清掃業務を行うこと。

(ア) 点検対象

- ・センター上水受水槽（FRP製75m³×2槽）
- ・職員宿舎上水受水槽（FRP製14m³×2槽）
- ・センター上水高架水槽（FRP製14m³×2槽）

(イ) 点検内容

- ・外観点検
- ・据え付け状態の点検
- ・水槽内面点検
- ・給水装置点検

- ・配管及びバルブ等の点検
- ・電極棒の点検清掃
- ・槽内高圧洗浄及び消毒清掃。
- ・給水状況及び警報装置動作確認
- ・水道法による水質検査

キ 給湯設備保守点検（給湯栓フラッシング業務） 2回／年

給湯栓フラッシング業務を以下の内容で実施すること。なお、当該フラッシング業務は、他の業務に支障がない範囲で、運転監視・点検保守業務の従事者により実施することを可とする。

(ア) 対象

225箇所とする。（介護老人保健施設は含まない）

(イ) フラッシング時間

フラッシングは給湯温度が、「65°Cに達した時点より10分間」もしくは、「70°Cに達した時点より5分間」行うこと。

ク 排水設備保守点検（その1）

排水槽について、以下の点検を各月、清掃を年1回行うこと。

(ア) 対象設備

名称	容量	備考
汚水槽1	2 1 m ³	コンクリート製
汚水槽2	1 6 m ³	コンクリート製
汚水槽3	1 5 m ³	コンクリート製
汚水槽4	1 3 m ³	コンクリート製
雑排水槽1	2 0 m ³	コンクリート製
雑排水槽2	1 5 m ³	コンクリート製
雑排水槽3	1 4 m ³	コンクリート製
雑排水槽4	1 2 m ³	コンクリート製

(ウ) 点検内容

下記の点を点検すること。

- ・外観点検
- ・据え付け状態の点検
- ・グリストラップ清掃（厨房排水、解剖排水のみ実施）
- ・水槽内面点検
- ・給水装置点検
- ・配管及びバルブ等の点検
- ・電極棒の点検清掃
- ・槽内高圧洗浄及び消毒清掃
- ・排水状況及び警報装置動作確認

ヶ 排水設備保守点検（その2） 1回／年

pH中和処理装置について、以下の点検業務を行うこと。

(ア) pH中和処理装置仕様

【用途】ボイラーブロー水用・検査排水用

【型式】自動pH中和処理ユニット型

【能力】処理能力 1m³/h

(イ) 保守点検内容

- ・外観点検
- ・据え付け状態の確認
- ・配管、バルブ等の確認
- ・薬液ポンプのメカニカルシール確認
- ・薬液タンク点検
- ・攪拌機の点検
- ・原水送水ポンプの点検（ボイラーブロー水用のみ）
- ・制御盤点検
- ・pH電極交換
- ・pH電極内部液交換
- ・pH標準液による校正
- ・動作確認試験

コ 排水設備保守点検（その3） 2回／年

検査排水処理設備について、以下の内容で点検・清掃業務を行うこと。

(ア) 対象設備

名称	容量	備考
監視槽	2m ³	F R P 製
中和槽	2m ³	F R P 製
調整槽	20m ³	コンクリート製
放流槽	20m ³	コンクリート製
計量槽	0.15m ³	F R P 製

(イ) 点検内容

- ・外観点検
- ・据え付け状態の点検
- ・水槽内面点検
- ・配管及びポンプ、バルブ等の点検
- ・電極棒の点検清掃
- ・槽内高圧洗浄
- ・排水状況及び警報装置動作確認

サ トイレ呼出装置動作点検 1回／年

トイレ呼出装置について、以下の内容で点検業務を行うこと。

(ア) 対象設備

- ・呼出ボタン 91個（地下2階から2階のトイレ及び更衣室に設置）
- ・表示器 12台（職員の事務室等に設置）

(イ) 点検内容

外観点検および動作確認を実施すること。

シ 簡易警報装置点検 2回／年

簡易警報装置について、以下の内容で点検業務を行うこと。

(ア) 対象設備

- ・押ボタン 1個（防災センター内に設置）
- ・音響装置 2台（看護部管理室及び当直室前廊下に設置）

(イ) 点検内容

外観点検および動作確認を実施すること。

ス 建築設備点検 1回／年

建築基準法第12条第4項に基づき、以下の点検業務を行うこと。なお本業務は、1級建築士、2級建築士、又は建築設備検査員のいずれかの資格を有する者が行うこと。

(ア) 点検対象

介護老人保健施設を含む脳卒中・神経脊椎センター内全ての建築設備
(換気設備、排煙設備、非常用照明設備、給排水設備)

(イ) 点検内容

損傷、腐食その他の劣化の状況確認等、国土交通大臣が定める点検項目に準じること。

セ 防火設備点検 1回／年

建築基準法第12条第4項に基づき、以下の点検業務を行うこと。また点検結果に基づき報告書の作成を行うこと。なお本業務は、1級建築士、2級建築士、又は防火設備検査員のいずれかの資格を有する者が行うこと。

(ア) 点検対象

介護老人保健施設を含む脳卒中・神経脊椎センター内の防火設備（防火扉、防火シャッター）

(イ) 点検内容

外観検査（損傷、腐食その他の劣化の状況確認等）及び性能検査（設備を作動させ、その機能が発揮され、基準に合致していることの確認）等、国土交通大臣が定める点検項目に準じること。

ソ 排水水素イオン濃度測定 1回／日

下水道法第12条の12、横浜市下水道条例第11条、横浜市下水道条例施行規則第16条及び同条2の規定等に基づき、排水水素イオン濃度測定業務を行うこと。

(ア) 点検対象

脳卒中・神経脊椎センター接続棟 1か所

(イ) 点検内容

1日1回排水を採取し水素イオン濃度を測定し、結果を記録すること。

測定値が基準値（pH 5～9）を満たさない場合、速やかに委託者に報告すること。

9 その他

- (1) 業務中に建物・備品の破損等を起こした場合、速やかに委託者に連絡し、受託者の負担で復旧等の措置をとること。
- (2) 業務にあたっては、常に火災、盗難及びその他の事故が発生することのないよう十分注意を払うこと。
- (3) 契約期間満了又はその他の理由により受託者に変更が生じた際は、受託者は次に本業務を受託する予定の業者に対し、十分な期間を設けて引継ぎを行い、変更後の受託者の業務が円滑に遗漏なく遂行できるようにすること。また、契約期間中に受託者が作成した業務マニュアル・点検表等については、委託者が権利を有するものとし、許可なく持ち出し、削除等を行うことを禁ずる。
- (4) 委託者が実施する医療安全管理や感染防止等の研修について、当該医療安全管理室の定めに基づき、当該委託業務従事者に受講させること。
- (5) 悪天候時等は以下の対応を行うこと。必要に応じて、委託者に報告し指示を仰ぐこと。
 - ア 台風等による被害が予測される場合は、強風等により物品等が飛散し二次被害が発生する恐れが無いか、大雨による浸水被害が無いか等、あらかじめ敷地及び建物内の巡回を実施して確認を行うこと。
 - イ 台風等通過中は適宜巡回を行い、建物等に被害が無いか確認を行うこと。ただし、巡回を行うことにより、身体に危険を及ぼすことが予測される場合はこの限りではない。
 - ウ 台風等の通過後は、建物等の被害状況等を巡回し確認すること。
 - エ 上記の事前準備・事後対応等にあたって、委託者及び別途「警備業務委託」受託者に対し、施設管理業務に支障が無い範囲で協力すること。
 - オ その他、委託者の指示による対応を行うこと。
 - カ 専用病棟（新型感染症等受け入れ体制）の定期点検及び保守業務については委託者の要請に応じ、対応すること。入出の際は院内のスタッフの指示に従い、感染対策を十分に行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項は、別途協議とする。

設備管理日報

令和 年 月 日 曜日 天候

施設係長	施設担当	管理責任者	責任者	宿直者

日 常 点 檢				
電気設備	・	・	・	・
熱源・空調設備	・	・	・	・
その他	・	・	・	・
				日 勤 者
				宿 直 者
排水槽 pH				
電気使用量 (kWh)	水道使用量 (m ³)	ガス使用量 (m ³)		

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

電力需給日誌 No. 1

年 月 日 曜日 天候

責任者	当務者

時間	受電						受電積算 電力量計指針 × 2400	使用量 (kWh)	電 コンデンサー			
	受電 電圧 (kV)	電力 (kW)	無効 電力 (kVar)	力率 (%PF)	受電電流 (A)				R	S	T	
					R	S	T					
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
最大												
最小												
平均												
計	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	

電力需給日誌 No. 2

年 月 日 瞳日 濕度 %

高 壓 側												低 壓 側												保 安 側							
測定 一般電灯 No. 1・2				一般電灯 3・4				一般電灯 5				一般 X線 1				一般 X線 2				一般 X線 3				一般 X線 4				一般動力 2			
時刻	R	S	T	R	S	T	R	R	S	T	R	R	S	T	R	S	T	R	S	T	R	S	T	R	S	T	R	S	T		
9																															
12																															
15																															
測定 一般電灯 No. 3	保安電灯 (A)	保安 X線 (A)	保安動力 1 (A)	保安動力 2 (A)	保安動力 3 (A)	保安動力 4 (A)	非常動力 (A)	蓄電池 (蓄流電源装置)	蓄流器出力 (A)	蓄流電圧 (V)	蓄電池出力 (A)	電力 電圧 (V)																			
時刻	R	S	T	R	S	T	R	S	T	R	S	T	R	S	T	R	S	T	R	R	S	T	R	S	T	R	S	T			
9																															
12																															
15																															
測定 一般電灯 No. 1	一般電灯 No. 2	一般電灯 No. 3	一般電灯 No. 4	一般電灯 No. 5	一般電灯 No. 1	一般電灯 No. 2	一般電灯 No. 3	一般電灯 No. 4	一般電灯 No. 5	一般電灯 No. 1	一般電灯 No. 2	一般電灯 No. 3	一般電灯 No. 4	一般電灯 No. 5	保安電灯 No. 1	保安電灯 No. 2	保安電灯 No. 3	保安電灯 No. 4	保安電灯 No. 5	保安電力 電圧 (V)											
時刻	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電圧 (V)	電力 (kW)	電力 (kW)	電圧 (V)																		
17																															
測定 一般 X線 No. 3	一般 X線 No. 4	一般 X線 No. 5	一般 X線 No. 1	一般 X線 No. 2	一般 X線 No. 3	一般 X線 No. 4	一般 X線 No. 5	一般 X線 No. 1	一般 X線 No. 2	一般 X線 No. 3	一般 X線 No. 4	一般 X線 No. 5	一般 X線 No. 1	一般 X線 No. 2	一般 X線 No. 3	保安電力 電圧 (V)															
時刻	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)		
17																															
測定 一般動力 No. 2	保安動力 No. 3	一般動力 No. 4	一般動力 No. 5	一般動力 No. 1	一般動力 No. 2	一般動力 No. 3	一般動力 No. 4	一般動力 No. 5	一般動力 No. 1	一般動力 No. 2	一般動力 No. 3	一般動力 No. 4	一般動力 No. 5	一般動力 No. 1	一般動力 No. 2	一般動力 No. 3	一般動力 No. 4	一般動力 No. 5	一般動力 No. 1	一般動力 No. 2	一般動力 No. 3	一般動力 No. 4	一般動力 No. 5	一般動力 No. 1	一般動力 No. 2	一般動力 No. 3	一般動力 No. 4	一般動力 No. 5			
時刻	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)	電力 (kW)	電流 (A)	電温 (°C)	電圧 (V)		
17																															

件記事項

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター									
年 月 日		曜日 天候		責任者		当務者			
ボイラー運転日誌									
B-1					B-2				
時間	ドーム 圧力 (MPa)	水位 (cm)	燃焼系 ガス圧力 (mmHg)	3種除圧力 (kPa)	温度 (℃)	給水系 圧力 (kPa)	給水積算量 (m ³)	ドーム 圧力 (MPa)	水位 (cm)
2									
4									
6									
8									
10									
12									
14									
16									
18									
20									
22									
24									
※特記事項					運転時間(h)				
本日指針	B-1	B-2	B-1	B-2	B-1	B-2	B-1	B-2	B-1
前日指針									
本日使用量									
前月最終指針									
今月累計									
前日までの月累計									
合計									
名称	R-4	バクト 消毒器	中央滅菌 オート クレーブ	PS-H・G 機械室 加温器	PS-E 系統	PS-L・M 系統	貯湯槽	熱交換器	
送気	:	:	:	:	:	:	:	:	
停止	:	:	:	:	:	:	:	:	
合計	:	:	:	:	:	:	:	:	
前月 給水料 今月 累計									

別添 参考様式 2-4

R-1・2冷温水発生機運転日誌

2019年 月 日 曜日 天候

横浜市立総合・生涯学習センター	
責任者	当部若

R-1														冷却水ポンプ				冷温水1次ポンプ				運転時間集計			
測定時刻	冷温水				冷却水				高温再生器				エアダンパー	燃焼系統		CWP-1 [R-1系統]	CWP-2 [R-2系統]	CHP-1 [R-1系統]	CHP-2 [R-2系統]	R-1 (H)	R-2 (H)				
	入口	出口	入口	出口	入口	出口	蒸発器液面	圧力	温度	液面	1次	2次	出口圧度	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)								
1					○					○															
3					○					○															
5					○					○															
7					○					○															
9					○					○															
11					○					○															
13					○					○															
15					○					○															
17					○					○															
19					○					○															
21					○					○															
23					○					○															
R-2														エアダンパー	燃焼系統		CWP-1 [R-1系統]	CWP-2 [R-2系統]	CHP-1 [R-1系統]	CHP-2 [R-2系統]	R-1 (H)	R-2 (H)			
測定時刻	入口	出口	入口	出口	入口	出口	蒸発器液面	圧力	温度	液面	1次	2次	出口圧度		燃料圧力(Mpa)	排ガス(umAq)									
	(Mpa)	(°C)	(Mpa)	(°C)	(Mpa)	(°C)	液面	(Mpa)	(°C)	(Mpa)	(Mpa)	(Mpa)	(°C)												
1					○					○															
3					○					○															
5					○					○															
7					○					○															
9					○					○															
11					○					○															
13					○					○															
15					○					○															
17					○					○															
19					○					○															
21					○					○															
23					○					○															

熱源関係ポンプ運転日誌														特記事項							
測定時刻	冷水2次ポンプ						温水2次ポンプ						特記事項								
	CP-3		CP-4		CP-5		CP-6		HP-3		HP-4		HP-5		HP-6						
電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)						
11																					
17																					
測定時刻	貯湯槽温水ポンプ						給湯循環ポンプ						2次冷水通り(ヘッダー) [中央監視盤]				2次温水通り(ヘッダー) [中央監視盤]				
電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	電流(A)	圧力(Mpa)	往温度(°C)	還温度(°C)	流量(m³/h)	熱量(GJ)	往温度(°C)	還温度(°C)	流量(m³/h)	熱量(GJ)
11														11				11			
17														17				17			

別添 参考様式 2-5

R-3・4 冷温水発生機運転日誌

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

R-3

測定時刻	冷水				温水				冷却水				高 温 再 生 器 圧 力 (Mpa)	燃 焼 系 統	燃焼系統			
	入口		出口		入口		出口		入口		出口				燃料圧力			
	圧力 (Mpa)	温度 (°C)			1次 (Mpa) %開	2次 (Mpa) 出口温度 (°C)												
1																		
3																		
5																		
7																		
9																		
11																		
13																		
15																		
17																		
19																		
21																		
23																		

R-4

測定時刻	冷水				冷却水				高 温 再 生 器 圧 力 (Mpa)	蒸気系統		
	入口		出口		入口		出口			蒸 気 調 節 弁	蒸 気 圧 力 (Mpa)	
	圧力 (Mpa)	温度 (°C)	圧力 (Mpa)	温度 (°C)	圧力 (Mpa)	温度 (°C)	圧力 (Mpa)	温度 (°C)				
1												
3												
5												
7												
9												
11												
13												
15												
17												
19												
21												
23												

運転時間集計		
	R-3 (H)	R-4 (H)
本日最終指針		
前日最終指針		
本日運転時間		
前月最終指針		
月累計運転時間		

R-3 ガス使用量集計 (m ³)	
本日最終指針	
前日最終指針	
本日使用量	
前月最終指針	
月累計使用量	

熱源関係ポンプ運転日誌

測定時刻	冷水ポンプ・温水ポンプ・冷却水ポンプ										特記事項	
	冷水ポンプ CP-1 〔R-3系統〕		温水ポンプ HP-1 〔R-3系統〕		冷水ポンプ CP-2 〔R-4系統〕		冷却水ポンプ CWP-3 〔R-3系統〕		冷却水ポンプ CWP-4 〔R-4系統〕			
	電流 (A)	圧力 (Mpa)	電流 (A)	圧力 (Mpa)	電流 (A)	圧力 (Mpa)	電流 (A)	圧力 (Mpa)	電流 (A)	圧力 (Mpa)		
11												
17												

- 22 -

年 月 日		運 車		空		詞 難		日 誌		横 湾 市 立 腦 車 中 · 神 経 脊 椎 七 シ ナ 一	
AC-1	3SF脳室系統	AC-2	DT解剖系統	AC-3	DT脳室系統	AC-4	DT脊髄系統	AC-5	DT脳脊髄系統	AC-6	DT脳室系統
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-7	DT脳室系統	AC-8	DT脳脊髄系統	AC-9	DT脳室系統	AC-10	DT脳室系統	AC-11	DT脳室系統	AC-12	IP混合系統
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	IP混合系統
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	IP混合系統
9											
12											
15											
18											
AC-14	IP脳室系統	AC-15	IP脳室系統	AC-16	IP脳室系統	AC-17	全脳室-4	AC-18	2PI手術系統	AC-19	2PI手術系統
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
23											
AC-20	1	AC-20	2	AC-20	3	AC-20	4	AC-21	1	AC-21	2
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-21	AC-22	AC-23	AC-24	AC-25	AC-26	AC-27	AC-28	AC-29	AC-30	AC-31	AC-32
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-30	AC-31	AC-32	AC-33	AC-34	AC-35	AC-36	AC-37	AC-38	AC-39	AC-40	AC-41
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-42	AC-43	AC-44	AC-45	AC-46	AC-47	AC-48	AC-49	AC-50	AC-51	AC-52	AC-53
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-54	AC-55	AC-56	AC-57	AC-58	AC-59	AC-60	AC-61	AC-62	AC-63	AC-64	AC-65
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-66	AC-67	AC-68	AC-69	AC-70	AC-71	AC-72	AC-73	AC-74	AC-75	AC-76	AC-77
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-78	AC-79	AC-80	AC-81	AC-82	AC-83	AC-84	AC-85	AC-86	AC-87	AC-88	AC-89
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-90	AC-91	AC-92	AC-93	AC-94	AC-95	AC-96	AC-97	AC-98	AC-99	AC-100	AC-101
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-102	AC-103	AC-104	AC-105	AC-106	AC-107	AC-108	AC-109	AC-110	AC-111	AC-112	AC-113
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-114	AC-115	AC-116	AC-117	AC-118	AC-119	AC-120	AC-121	AC-122	AC-123	AC-124	AC-125
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-126	AC-127	AC-128	AC-129	AC-130	AC-131	AC-132	AC-133	AC-134	AC-135	AC-136	AC-137
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-138	AC-139	AC-140	AC-141	AC-142	AC-143	AC-144	AC-145	AC-146	AC-147	AC-148	AC-149
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-150	AC-151	AC-152	AC-153	AC-154	AC-155	AC-156	AC-157	AC-158	AC-159	AC-160	AC-161
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-162	AC-163	AC-164	AC-165	AC-166	AC-167	AC-168	AC-169	AC-170	AC-171	AC-172	AC-173
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-174	AC-175	AC-176	AC-177	AC-178	AC-179	AC-180	AC-181	AC-182	AC-183	AC-184	AC-185
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-186	AC-187	AC-188	AC-189	AC-190	AC-191	AC-192	AC-193	AC-194	AC-195	AC-196	AC-197
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-198	AC-199	AC-200	AC-201	AC-202	AC-203	AC-204	AC-205	AC-206	AC-207	AC-208	AC-209
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-210	AC-211	AC-212	AC-213	AC-214	AC-215	AC-216	AC-217	AC-218	AC-219	AC-220	AC-221
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-222	AC-223	AC-224	AC-225	AC-226	AC-227	AC-228	AC-229	AC-230	AC-231	AC-232	AC-233
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-234	AC-235	AC-236	AC-237	AC-238	AC-239	AC-240	AC-241	AC-242	AC-243	AC-244	AC-245
給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室	給氣	脳室
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9											
12											
15											
18											
AC-246	AC-247	AC-248	AC-249	AC-250	AC-251	AC-252	AC-253	AC-254	AC-255	AC-256	

別表1 管理対象設備表

1 監視・制御設備

設 備	名 称	設 備 概 要
1 - 1	中央監視装置	中央処理装置一式、C R T、メッセージプロンタ

2 電気設備

※設備概要は、主要機器の参考数量等を示す。

設 備	名 称	設 備 概 要
2 - 1	受配電設備	受電設備容量 5,800kVA
2 - 2	配電・負荷設備	動力Tr 6台、電灯Tr 6台、保安Tr 8台 (職員宿舎 動力Tr 1台、電灯Tr 1台) 動力制御盤、電灯分電盤、電動機、コンセント等、照明等
2 - 3	自家用発電設備	6.6kV 1,250kVA 1台 (非常用) オイルタンク (指定数量以上) 30,000m ³ × 3基
2 - 4	直流電源設備	陰極吸収式シール形鉛蓄電池108V・600Ah
2 - 5	無停電電源装置	75kVA U P S
2 - 6	弱電設備	電気時計、インターホン、放送設備、電気錠、ナースコール、患者所在認知システム等、ITV設備
2 - 7	避雷針	
2 - 8	構内配線・通信経路	

3 空気調和設備

※設備概要は、主要機器の参考数量等を示す。

設 備	名 称	設 備 概 要
3 - 1	冷暖房熱源装置	蒸気ボイラー 1号機 伝熱面積: 34m ² 1基 蒸気ボイラー 2号機 伝熱面積: 24.1m ² 1基 フラッシュタンク 2基 冷凍機 1台、冷温水発生機 3台 プレート式熱交換器 1台
3 - 2	単独冷暖房設備	パッケージ型 14台
3 - 3	空調関連設備	空気調和機 30台、全熱交換機 56台 ファンコイルユニット 778台 クーリングタワー 7台、空調用ポンプ 37台
3 - 4	換気設備	送風機・排風機 203台 (陰圧室用排風機を含む)

4 給排水衛生設備(脳卒中神経脊椎センター) ※設備概要は、主要機器の参考数量等を示す。

設備	名 称	設 備 概 要
4-1	給水設備	上水受水槽 75m ³ 2基 上水高架水槽 12m ³ 2基 雑用水受水槽 510m ³ 1基 雑用水高架水槽 15m ³ 2基 加圧給水装置 1組(ポンプ3台) 揚水ポンプ 3台
4-2	給湯設備	給湯用ポンプ 4台 貯湯槽 2基
4-3	湯沸設備	電気湯沸器
4-4	衛生設備	オートクレーブ 3基 衛生器具
4-5	排水設備	汚水槽、雑排水槽、雨水槽、湧水槽 汚水、雑排水、雨水、湧水ポンプ等 51台
4-6	ガス設備	
4-7	医療ガス設備	液化酸素貯蔵施設(液化酸素タンク、予備酸素マニホールド等)、酸素、窒素、笑気ガスマニホールド、吸引装置・空気圧縮機、付帯設備

5 給排水衛生設備(職員宿舎) ※設備概要は、主要機器の参考数量等を示す。

設備	名 称	設 備 概 要
5-1	給水設備	上水受水槽 28m ³ 1基(中仕切有) 加圧給水ポンプ 2台

6 その他建物に付帯する設備

巡視点検及び保守点検の内容は、専門技術者又は関連法規に定める法定資格者の点検、保守の業務を除く軽微な業務とする。

設備	名 称	設 備 概 要
6-1	消防設備	
6-2	防災設備	
6-3	エレベーター設備	
6-4	自動ドア設備	
6-5	建築建具等	ルーフドレン、手動扉、建具金物、ブラインド 可動間仕切り防火戸、シャッター、外構排水等

別表2 運転監視・巡視点検保守基準

1 電気設備

巡 視 点 検 項 目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6 月	年
受 変 電 設 備	1 盤類	① 扇開閉の良否、施錠の有無の点検、不良の場合は調整 ② 汚損、焼損、変形、亀裂、剥離及び、錆の有無を点検 ③ ボルトの緩み点検、緩みのある場合は増し締め ④ 雨水、塵埃等の浸入状態の点検 ⑤ 標識の汚損、及び取付状態の点検		☆		☆	☆
	2 配線	① 母線のたるみ、腐食、損傷、過熱及び、変色の有無の点検 ② 碓子の汚損、亀裂の有無を点検 ③ 接続部、クランプ類の汚損、過熱及び、変色の有無の点検					☆ ☆ ☆
	3 高圧機器 ア 変圧器	① 異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常のある場合は電流等を調査 ② 温度の適否を確認、異常な場合は電流等を調査 ③ 汚損、腐食、変色、亀裂、損傷等の有無を点検 ④ 接地線の緩み、断線、損傷の有無を点検		☆ ☆			☆ ☆
	イ 交流遮断器 負荷開閉器 電磁接触器	① 異音、異臭、漏油等の有無を点検、 ② 開閉表示状態(指示灯)及び作動回数を点検		☆ ☆			
	ウ 断路器	① 碓子の汚損、亀裂、取付ボルトの緩み、脱落等の有無を点検 ② 端子、刃の接触部等の加熱、変色、損傷、変形及び錆の有無を点検、異常の場合は電流等を調査			☆		☆ ☆
	エ 計器用変成器 (計器用変圧器、 変流器、零相 変流器)	① 異音、異臭、異常振動等の有無の点検 異常の場合は原因調査 ② 汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色等の異常の有無を点検			☆		☆
	オ 指示計器、 表示操作、 保護継電器	① 操作、切替スイッチ等の状態の点検 ② 各計器の指示値の適否の点検 ③ 保護継電器の動作表示の点検、動作表示のある場合は原因調査と復旧 ④ 試験用ボタン等による警報作動状態の確認		☆ ☆ ☆ ☆			
	カ 高圧カットアウト スイッチ、電力 ヒューズ	① 端子、ヒューズ等の加熱及び変色の有無を点検、異常の場合は原因調査 ② 汚損、損傷、変形、締付ボルトの緩みの有無を点検					☆ ☆
	キ 高圧進相コンデンサー	① 異音、異臭、変形、膨らみ等の有無を点検			☆		
	ク 直列リアクトル	① 異音、異常振動等の有無を点検			☆		

巡視点検項目	巡視点検・保守内容	点検周期					
		時	日	週	月	6月	年
受変電設備	4 低压機器 ア 開閉器類	① 異音、異臭、損傷、過熱、変色の点検 ② 開閉表示(指示、点灯)状態を確認				☆	
	イ 計器用変成器	① 異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常の場合は原因調査	☆			☆	
	ウ 指示計器、表示操作、保護継電器	① 操作、切替スイッチなどの点検 ② 各計器の指示値の適否の点検 ③ 保護継電器の動作表示の点検、動作表示のある場合は原因調査と復旧 ④ 配電盤等の信号灯、表示灯の点灯状態を点検、球切れの確認	☆ ☆ ☆				
	エ 低圧進相コンデンサー	① 異音、異臭、変形、膨らみ等を点検		☆			
	1 発電機及び原動機	① 土台搭載機器等に変形、損傷、脱落等の有無を点検 ② 燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検 ③ 冷却水の漏れの有無を点検 ④ 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検	☆ ☆ ☆				
自家発電設備	2 配電盤類	① 各計器の指示値の適否を点検 ② 保護継電器の動作表示を点検、動作表示のある場合は原因調査と復旧 ③ 遮断器、切替用開閉器等の開閉状態の確認 ④ 始動、運転待機状態の確認 ⑤ 表示灯類の点灯状態、球切れの交換 ⑥ 試験用ボタン等による警報作動状態の確認 ⑦ 断路器の接触面の変色、汚損等の有無を点検	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆			☆ ☆	
	3 補機付属装置 ア 始動用蓄電池設備 a 整流装置	① 各計器の指示値の適否を点検 ② 表示灯類の点灯状態、ランプチェック 球切れ交換 ③ 試験用ボタン等による警報作動状態の確認 ④ 操作切替スイッチ等の状態を点検 ⑤ 汚れ、損傷、過熱、変形、異音、異臭 腐食等の有無を点検 ⑥ 蓄電池総電圧、充電電流の適否確認 ⑦ 換気の確認	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆			☆ ☆	

巡 視 点 檢 項 目		巡 視 点 檢・保 守 内 容	点 檢 周 期					
			時	日	週	月	6 月	年
自 家 発 電 設 備	b 蓄電池	① 損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検 ② 電槽内液面の適否を確認、不足の場合は補充 ③ 蓄電池端子の緩み点検		☆	☆	☆		
	イ 燃料ポンプ 燃料タンク	① タンク、ポンプ及び、配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検 ② 油量の確認、不足の場合は給油			☆	☆		
	ウ 換気装置	① 換気口開口部の状況の確認 ② 給・排気ファンと自家発装置の連動運転の確認			☆	☆		
	エ 排気管 消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物の無い事の確認 ② 断熱材保護部の変形、損傷、脱落等の有無を点検 ③ 排気管等の支持金具の緩み、変形、損傷、変色の有無を点検			☆	☆		
	オ バルブ	① 各種バルブの開閉状態の確認		☆			☆	
	4 試運転	① 5分～10分の試運転を行い、始動状態を確認 ② 運転中の電圧計、周波数計等の指示値を確認 ③ 回転数、温度、圧力等を始動前及び、運転時に指示値を確認 ④ 試運転終了後は運転待機状態にあることを確認 ⑤ 小型発電機の試運転				☆		
	1 整流装置	① 汚れ、損傷、過熱、変形、異音、異臭腐食等の有無を点検 ② 蓄電池総電圧、充電電流適否の確認 ③ 操作、切替スイッチ等の状態を点検 ④ 換気状態の確認 ⑤ 表示灯類の点灯状態の確認、球切れ交換		☆	☆			
	2 蓄電池	① 損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検 ② 電槽内液面の適否を確認、不足の場合は補充 ③ 蓄電池の端子の緩みを点検			☆	☆		

巡 視 点 檢 項 目		巡 視 点 檢・保 守 内 容	点 檢 周 期					
			時	日	週	月	6 月	年
交流無停電電源装置	1 整流装置、インバーター装置	① 汚れ、損傷、過熱、変形、異音、異臭 腐食等の有無を点検 ② 蓄電池総電圧、充電電流適否を確認 ③ 操作、切替スイッチ等の状態を点検 ④ 換気状態の確認 ⑤ 表示灯類の点灯状態を点検、球切れ交換 ⑥ 変圧器の異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常のある場合は過電流等の有無を調査	☆		☆ ☆ ☆		☆	
	2 蓄電池	① 損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検 ② 電槽内の液面の点検、不足の場合は補充 ③ 蓄電池端子の緩みの点検			☆		☆ ☆	
配電設備	1 幹線・バスダクト等	① 汚損、変形、過熱、変色の有無を点検 ② 支持金物の取付状態の良否を点検 ③ フランジ締付部の緩みの有無を点検			☆ ☆ ☆			
	2 分電盤	① 外観の汚損、損傷等の有無を点検 ② 盤内外、取付器具類の異常の有無を点検、安全装置の試験 ③ 接続端子部の過熱の有無を点検 ④ 信号灯、表示灯の点灯状態を確認 ⑤ リモコントラns過熱の有無を点検 ⑥ 絶縁抵抗測定	☆		☆ ☆ ☆ ☆			☆
負荷設備	1 電動機	① 外観の汚損、損傷等の有無を点検 ② 異常振動、異音、異臭の有無を点検 ③ 各部過熱の有無を点検 ④ 各所給油 ⑤ 絶縁抵抗測定			☆ ☆ ☆		☆ ☆	
	2 制御盤及び操作盤	① 外観の汚損、損傷等の有無を点検 ② 表示灯類の点灯状態を点検、球切交換 ③ 異音、異臭の有無を点検 ④ 変色、過熱の有無を点検 ⑤ 計器表示値の確認 ⑥ 絶縁抵抗測定			☆ ☆ ☆ ☆ ☆		☆	
	3 コンセント回路、 照明設備及び その他の機器	① 機器外観の汚損の有無を点検 ② 機器取付状態の良否を点検 ③ 機器使用状態の良否を点検 ④ 絶縁抵抗測定			☆ ☆ ☆		☆	
その他	構内配電線路・ 通信線路	① マンホール、ハンドホールの損傷の有無を点検			☆			

巡 視 点 檢 項 目	巡 視 点 檢・保 守 内 容	点 檢 周 期					
		時	日	週	月	6 月	年
その他の電気設備	3 外灯設備	① 点灯状態を点検、球切れの場合は交換 ② 損傷、破損、錆、腐食、取付ボルトの緩み等を点検、緩みのある場合は増締		☆	☆		
	4 避雷設備	① 突針、棟上導体の取付状態、損傷等の有無を点検 ② 突針等の支持管固定状態を点検、ボルト等の増締 ③ 避雷導体の断線、端子接続部の錆の有無を点検、緩みのある場合は増締			☆		
	5 東西外階段 通行時警報装置	① 外観の汚損、損傷等の有無を点検 ② 機器取付状態の良否を点検 ③ センサー反応状態の点検及びセンサー照射位置の調整 ④ 操作、スイッチ等の状態を点検 ⑤ 絶縁抵抗測定		☆ ☆ ☆	☆		
	6 トイレ呼出装置	① 外観の汚損、損傷等の有無を点検 ② 機器取付状態の良否を点検 ③ 操作、スイッチ等の状態を点検及び、呼出装置動作試験			☆ ☆ ☆		
	7 簡易型緊急時 通報装置 (看護部管理室、 当直室廊下)	① 外観の汚損、損傷等の有無を点検 ② 機器取付状態の良否を点検 ③ 操作、スイッチ等の状態を点検及び、通報装置動作試験			☆ ☆ ☆		

2 ボイラー設備

- (1) ボイラー圧力、水位、燃焼状態について常時監視すること。
- (2) 運転・監視記録は次により行う。また、必要に応じ、汚れの除去、調整、ネジの増締め給油その他これに類する処置を講ずるものとする。

ア 点検項目

機 器 種 別	項 目
ボイラー	ボイラー蒸気圧力 温水温度 ボイラー及び給水タンク水位 給水温度 圧力及び流量 循環ポンプ吐出及び吸込圧力 燃料温度 燃焼空気温度及び風圧 排ガス温度 炉内及びドラフト排ガス濃度分析及び煤煙濃度 ボイラー室温度 外気温度 一次及び二次側ガス圧 空気ダンパー開度

イ 巡視点検 ※但し、「時」は2時間周期とする。

巡 視 点 檢 項 目		巡 視 点 檢・保 守 内 容	点 檢 周 期					
			時	日	週	月	6 月	都 度
ボイラー設備	1 水位制御装置	① 給水装置、自動水位制御装置が正常で水位の規定値保持を確認	☆					
	2 安全弁、逃し弁 逃し管	① 安全弁に前漏れの有無を確認 ② 取付部分等の漏れの有無を確認 ③ 逃し管の漏れ、凍結の有無を確認		☆	☆			
	3 燃焼用空気 燃焼ガス	① 風道、風箱の燃焼空気漏れの有無を確認 ② ボイラー等外周部、煙道の燃焼ガス漏れの有無を確認	☆					
	4 水面計	① 水面計のコックの開閉操作で流通状態の正常を確認 ② 2本の水面計指示水位の誤差が正常範囲であることを確認		☆				
	5 水面計水柱管 水位検出器 連絡配管	① 配管、弁、コック等の水、蒸気の漏れの有無を確認 ② 水柱管、吹出弁のスケールその他異物の清掃		☆				
	熱源	① 規定圧力、温度で自動停止、起動のすること ② 圧力、温度変化により規定の燃焼量で	☆	☆				

ウ 運転起動時点検

ボイラー設備を運転起動する前および起動時に実施すること。

巡 視 点 檢 項 目		巡 視 点 檢・保 守 内 容
起動前	燃焼設備	
	a 圧力計、水高計 温度計	① 指針の狂いの有無を点検 ② ガラス及び文字板の汚損、損傷の有無を点検
	b 水面計及び 連絡配管	① コック、弁の開閉状態を確認 ② 水面計、低水位遮断装置、水面制御装置の機能を確認
	c ボイラー水位	① 水位が安全低水位以上にあることを確認
	d 給水系統、 燃料系統	① 弁の開閉状態を確認 ② 配管接続部からの燃料、水漏れの有無を点検
	e ボイラー燃焼室	① 耐熱材の脱落、カーボン付着等の有無を点検
	f 煙道ダンパー	① ダンパー開度、固定状態の確認
	g 室内換気	① 換気状態の確認
	h 吹出	① ボイラー水の濃縮状態により実施 ② 吹出弁の閉止状態、弁、配管からの漏れの有無を確認
	i 給水軟化装置	① 装置出口の適正硬度を確認 ② 再生用食塩保有量を確認
燃焼装置	j 給水タンク	① 常用水位以上にあることの確認 ② 入口弁、出口弁の開閉状態を確認
	k 薬液タンク	① 薬液の適正保有量を確認
	a バーナー	① 燃料噴射ノズルからの燃料漏れの有無を点検 ② 炎口部に媒、未燃分付着等の汚損の有無を点検 ③ バーナー着装状態の確認
	b 燃料	① 燃料タンクの適性保有量を確認 ② 1次側ガスの適性圧力確認 ③ 点火用燃料源の異常の有無を確認

巡視点検項目		巡視点検・保守内容
起動時	燃焼設備 a 供給、設定 温水温度 b 給水、燃料系統 c 水面計	① 設定許容範囲内にあることを確認 ① 漏れの有無を確認 ① 水面計のコックの開閉操作で流通 状態の正常を確認 ② 2つの水面計指示水位の誤差が正常 範囲であることを確認 ① 配管、弁、コック等の水、蒸気の漏れの 有無を確認 ② 水柱管、吹出弁のスケールその他 異物の清掃 ① 吹出弁、接続配管の漏れの有無を確認
	d 水面計水柱管 水位検出器 連絡配管	① 配管、弁、コック等の水、蒸気の漏れの 有無を確認 ② 水柱管、吹出弁のスケールその他 異物の清掃
	e 吹出装置	① 吹出弁、接続配管の漏れの有無を確認
	燃焼装置 a プレページ b バーナー	① 動作時間が正常であることの確認 ② 空気ダンパーの適正の開度の確認 ① 点火スパーク、パイロットバーナーの 火炎の色、大きさが適正であることを確認 ② 主バーナー点火時のバックファイア、黒鉛、 異常燃焼音、異常振動等の有無を確認
	c 燃焼安全装置	① 主バーナー燃焼中、火炎検出器受光面 を遮蔽し、安全遮断弁閉時、消炎を確認 ② 消炎後の警報、断火表示灯点灯を確認
	d 低水位遮断装置	① 主バーナー燃焼中、水位検出器の水位を 低下させ、安全遮断弁閉止、消炎を確認 ② 消炎後の警報、断火表示灯点灯を確認

エ 運転終了後点検

ボイラー設備の運転を終了した際に実施すること。

熱源機器	① 制御盤で燃焼停止後、燃料手動弁を閉止 ② 給水装置を運転、ボイラー水位を常用 水位より上で給水弁閉止 ③ 主蒸気弁(温水供給弁)を閉止 ④ 煙道ダンパーの閉止 ⑤ 電源スイッチの遮断 ⑥ 吹出弁、配管の漏れの有無を確認 ⑦ 燃料、給水、蒸気、温水各系統の漏れ の有無を確認 ⑧ 周辺部の汚損、損傷等の有無を確認
燃焼装置	燃焼室冷却後(ある程度)バーナー ノズルからの燃料漏れ有無の確認及び 炎口部等の清掃

(3) ボイラー主任者立会いのもと、下記項目について月例点検を実施すること。(点検項目は2基共通)

機器種別	項目
ボイラー設備	本体 ① 脇・鏡板・炉筒・鉄製セクション各管取付部の損傷等 ② 水管・煙管・ステーの損傷等 ③ 外囲い(ケーシング又はレンガ壁)の損傷等 ④ 基礎・据付けの損傷等
	燃焼装置 ① 燃料(ガス)供給系統の状態、損傷等 ② 主バーナー本体及び機構の損傷等 ③ 燃料ストレーナー状態、損傷等 ④ 耐火材・バーナタイルの脱落・損傷等 ⑤ 爆発炉の損傷等 ⑥ サービスタンク・油面計の損傷等
	自動制御装置 ① 制御盤・操作盤の作動状態及び損傷等 ② 起動及び停止の作動状態 ③ 燃焼安全装置の作動状態 ④ 火炎検出器の検出機能及び損傷等 ⑤ 燃料遮断装置の状態及び損傷等 ⑥ 燃焼量・空気量制御装置の作動状態 ⑦ 低水位遮断装置の作動状態 ⑧ 水位調節器の作動状態 ⑨ 圧力制限器の作動状態及び損傷等 ⑩ 圧力調節器の作動状態及び損傷等
	付属装置及び付属品 ① エコノマイザーの損傷等 ② 水処理装置の作動状態及び損傷等 ③ 給水ポンプの作動状態及び損傷等 ④ 給水タンクの損傷等 ⑤ 安全弁・逃げ弁・逃げ管の損傷等 ⑥ 水面計の損傷等
	その他 ① 配管の損傷等 ② 電動機の作動状態 ③ 排ガス監視装置の作動状態及び損傷等 ④ 感震装置の状態
フレッシュユニタンク	ジャケット本体 ① 脇・ふた板及び鏡板の異常及び損傷 ② ノズル及びフランジの異常及び損傷 ③ ケーシングの異常及び損傷
	蓋板部 ① 締付けボルトの緩み及び損傷 ② ガスケット及びパッキンの異常及び損傷
	基礎・据付 ① 架台及び架構の緩み及び損傷 ② 付帯物の異常及び損傷 ③ アンカーボルトの緩み及び損傷
	安全装置 ① 安全弁の異常及び損傷 ② 逃げ弁の異常及び損傷
	配管 ① 断熱材・塗装の剥離、損傷 ② 配管類の異常、損傷等 ③ バルブ、コック、弁等の異常及び損傷
	計器類・測定装置 ① 圧力計の異常及び損傷 ② 温度計の異常及び損傷 ③ 調節弁の異常及び損傷 ④ 警報装置の異常及び損傷

3 冷熱源機器

(1) 運転・監視記録は次により行う。

機 器 種 類	項 目	周 期
空気熱源ヒートポンプユニット	冷温水入口、出口温度及び圧力・潤滑油圧力及び温度・圧縮機吸込及び吐出圧力・主電動機電圧及び電流・室内温度	1回/1日
吸 収 式 冷 凍 機	冷水入口、出口温度及び圧力・冷却水入口、出口温度・高、低圧再生器温度・本体真空度・凝縮冷媒温度・供給蒸気圧力及び温度・再生器、吸収器・蒸発器液面及び室内温度	1回/2時間
直 焚 冷 温 水 発 生 器 小型吸収式冷温水ユニット	冷温水入口、出口温度及び圧力・冷却水入口、出口温度・高温再生器温度・本体真空度・凝縮冷媒温度・供給蒸気圧力及び温度・再生器、吸収器・蒸発器液面及び室内温度	1回/2時間
パッケージ型空調機	外観および異臭、冷却水入口、出口温度及び圧力、蒸発、凝縮圧力・換気・給気温度・潤滑油圧力・電源電圧・圧縮機及び送風機電流・機械室温度	1回/1日
オートクレーブ(3基)	ジャケット本体、蓋板部、基礎据付、安全装置、接続配管、計器類、測定装置	1回/1月

(2) 巡視点検は次により行い、必要に応じ、汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油その他これに類する措置を講ずるものとする。なお、運転中は2時間に1回下記項目の点検を実施すること。

機 器 名		巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容
熱 源 機 器	1 起動前 a 圧力計、温度計 b 冷水、冷却水 配管系等 c 電源 d ヒーター	① 指針の正常を確認 ② ガラス、文字板の汚損の有無を確認 ① 各種弁の開閉状況を確認 ② 配管接続部、機器水室部の水漏れの有無を確認 ① 電圧が許容範囲内かを確認 ② 開閉器の異常の有無を確認 ① 予熱ヒーターに規定時間通電されたことを確認
	2 運転中	① 各部の圧力、温度が許容範囲であることを確認 ② 配管の漏れ、異常振動の有無を確認 ③ 負荷状況の異常の有無を確認 ④ 空気侵入を認める場合は抽気運転を実施
	3 運転終了	① 関連機器類を所定の順序で停止 ② 弁類を主低の位置に開閉 ③ 電源開閉器を所定の位置に開閉

4 冷暖房機器

巡視点検は次により行い、必要に応じ、汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油その他これに類する措置を講ずるものとする。

機 器 名	巡 視 点 検 内 容	点 檢 周 期					
		時	日	週	月	6 月	都 度
冷 暖 房 関 連 機 器	1 オイルタンク	① 自動検知装置の機能の正常を確認 ② 漏洩検知器の変形、損傷、土砂堆積の有無を確認 ③ 遠隔油量計の指示値の正常を確認	☆ ☆ ☆				
	2 热交換器、貯湯槽 ヘッダー	① 異温、異常振動の有無を確認 ② 蒸気トラップよりドレーンが排除されていることを確認 ③ 温水、給湯温度、水頭圧、蒸気圧力に異常のないことを確認 ④ 防蝕装置の電圧計、電流計、及び電源電圧を確認	☆ ☆ ☆ ☆				
	3 冷却塔	① ケーシングの異常振動の有無確認 ② 水槽水漏れ、水位異常の有無を確認 ③ 送風機の異音、異常振動の有無を確認 ④ 電源電圧、運転電流が正常値であることを確認 ⑤ 凍結防止装置の作動電流が正常値である事を確認 ⑥ 充填材の破損、劣化の有無を点検 ⑦ Vベルトの良否を点検 ⑧ 軸受けの異常の有無を点検 ⑨ 冷却水の給水、水質確認 ⑩ 冷却塔の洗浄	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆				
	4 ポンプ類	① 各部の異音、異常振動の有無を確認 ② 軸封部の水漏れが適正であることを確認 ③ 電動機の異常発熱の有無を確認 ④ ポンプ電流値を確認 ⑤ 圧力計の指示値を確認 ⑥ 油量の適否を確認 ⑦ 各所給油 ⑧ 配管系の損傷、錆、漏水を点検 ⑨ 蓄熱槽の水の汚れの有無を点検 ⑩ 膨張タンク内外の腐食点検	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆				
						☆ ☆	
							☆
							☆

5 空気調和換気設備

巡視点検は次により行い、必要に応じ、汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油その他これに類する措置を講ずるものとする。

機 器 名	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点 檢 周 期			
		日	週	月	6 月
空 氣 調 和 換 氣 設 備	1 パッケージ型 空気調和機	☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆
	2 空気調和機	☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆
	3 加湿装置	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆	☆
	4 ユニット型空調機	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆	☆
	5 ファンコイルユニット	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆	☆
	6 オートロール エアーフィルター	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆

機 器 名		巡 視 点 檢・保 守 内 容	点 檢 周 期			
			日	週	月	6 月
空 気 調 和 換 気 設 备	7 送風機、排風機	① 電流値が定格値以下である事を確認 ② 羽根車・ケーシングの汚れの点検 ③ 振動、異音、ボルトの緩み等の点検 ④ 鑄、腐食の有無を点検 ⑤ Vベルトの伸張度の適否の確認 ⑥ 軸受異常の有無を点検	☆		☆ ☆ ☆ ☆	☆
	8 風道、付属装置	① 風道の漏気の有無を点検 ② ダンパーの機能を確認 ③ 吹出口環気口の汚れの有無を点検			☆ ☆	☆ ☆
	9 全熱交換器	① 各部の異音、異常振動の有無を点検 ② 駆動装置に異常のないことを確認 ③ パネル型フィルターの洗浄			☆ ☆ ☆	

6 給排水衛生設備

巡視点検は次により行い、必要に応じ、汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油、その他これに類する措置を講ずるものとする。

機 器 名		巡 視 点 檢・保 守 内 容	点 檢 周 期					
			日	週	月	3 月	6 月	都 度
給 排 水 衛 生 設 備	1 受水槽、高架水槽	① 槽内の堆積物・汚れの有無を点検 ② 警報装置・制御装置の作動を確認 ③ 鑄・損傷の有無を点検 ④ ボールタップ・FMバルブの作動を確認 ⑤ マンホール施錠の有無を点検 ⑥ 防虫網の取付状態の良否を点検			☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆			
	2 加圧給水設備	① 外観の鑄、損傷の有無を点検 ② 圧力スイッチの作動状態を確認 ③ 水漏れの有無を点検			☆ ☆ ☆			
	3 給水ポンプ	① 圧力、電流値の作動状態を確認 ② 異音、振動の有無を点検 ③ フート弁・チャッキ弁の機能を確認 ④ グランドよりの適下水量を点検 ⑤ 潤滑油量の適否を確認 ⑥ ドレン排水状態の良否を確認	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆		☆			
	4 貯湯槽	① 湯温、水圧、蒸気圧等の状況確認 ② 漏れ、損傷の有無を点検 ③ 循環ポンプの圧力、電流値を確認 ④ 末端給湯栓による色、濁りの点検 ⑤ 基礎・据付部の緩み、損傷を点検 ⑥ 安全弁、逃し弁の点検 ⑦ 配管類の異常を点検 ⑧ 計器類の異常を点検	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆		☆ ☆			
	5 薬注入装置	① 外観の鑄、損傷の有無を点検 ② 接続部からの漏れの有無を点検 ③ 液量の適否を確認 ④ 異音、振動の有無を点検		☆	☆ ☆			

機 器 名	巡 視 点 檢・保 守 内 容	点 檢 周 期					
		日	週	月	3 月	6 月	都 度
給 排 水 衛 生 設 備	6 電気湯沸し器	① 各部からの水漏れの有無を点検 ② 湯温の確認 ③ 温度調整装置の作動を確認 ④ 亀裂、破損の有無を点検 ⑤ 各表示灯の異常の有無を点検 ⑥ 排水状態の良否を点検 ⑦ 絶縁抵抗測定			☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆		
	7 洗面台	① 亀裂、破損の有無を点検 ② 水栓、接合部等よりの水漏れを点検 ③ 排水状態の良否を点検			☆ ☆ ☆		
	8 シスタンク フラッシュ弁	① 詰まりの有無を点検 ② ボールタップの作動を点検 ③ 水量を点検 ④ 水漏れの有無を点検			☆ ☆ ☆ ☆		
	9 大便器、小便器	① 亀裂、破損の有無を点検 ② 排水状態の良否を点検 ③ 水漏れの有無を点検			☆ ☆ ☆		
	10 排水管	① 水漏れの有無を点検 ② 排水状態の良否を点検 ③ 石膏トラップの清掃 ④ チャッキ弁の動作を確認			☆ ☆	☆ ☆	
	11 汚水槽、雑排水槽 湧水槽、浄化槽 排水栓	① 害虫発生状況の有無を点検 ② 悪臭の有無を点検 ③ 警報装置・制御装置の作動を確認 ④ 浮遊物・沈殿物の有無を点検 ⑤ 防虫網の取付状態の良否を点検 ⑥ マンホール密閉状態を確認			☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆		
	12 排水ます	① 昆虫の発生の有無を点検 ② 悪臭の有無を点検 ③ 沈殿物及び汚れの有無を点検			☆ ☆ ☆		
	13 排水ポンプ	① 圧力、電流値による作動を確認 ② 異音、振動の有無を点検 ③ 油量の適否を確認 ④ 各所給油	☆ ☆ ☆				☆
	14 ガス設備	① ガス使用機器、配管よりの漏れの 有無を点検 ② ガス感知器の作動を確認			☆ ☆		
	15 散水栓	① 配管の水漏れ、損傷の有無を点検				☆	

7 オートクレーブ

毎月、オートクレーブの月例点検を次により行うこと(3基共通)。

機器種別	項目
オートクレーブ	① 脇・ふた板及び鏡板の異常及び損傷 ② ノズル及びフランジの異常及び損傷 ③ ケーシングの異常及び損傷
	① 締付けボルトの緩み及び損傷 ② クラッチドア、放射棒、上下スライド式等の締付け部の異常及び損傷 ③ ガスケット及びパッキンの異常及び損傷
	① 架台及び架構の緩み及び損傷 ② 付帯物の異常及び損傷 ③ アンカーボルトの緩み及び損傷
	④ 安全弁の異常及び損傷 ⑤ 逃がし弁の異常及び損傷
	① 断熱材、塗装の剥離、損傷 ② 配管類の異常、損傷等 ③ バルブ、コック、弁等の異常及び損傷
	① 圧力計の異常及び損傷 ② 調節弁の異常及び損傷 ③ 警報装置の異常及び損傷 ④ 記録計の異常及び損傷

8 消防用設備等

3ヵ月に1回以上、次の点検を実施すること。

機器名	巡視点検・保守内容
消防用設備等	1 消火器 ① 定位置及び標識の確認 ② 表示、標識の有無及び適否の確認
	2 消火栓設備 ① バルブ類の漏れ・開閉位置の確認 ② 表示、標識の有無及び適否の確認 ③ 表示点灯の確認
	3 スプリンクラー、 水噴霧設備 ① バルブ類の漏れ・開閉位置の確認 ② 表示、標識の有無及び適否の確認 ③ 消防用補給水槽の清掃
	4 泡消火設備 ① バルブ類の漏れ・開閉位置の確認 ② 表示、標識の有無及び適否の確認
	5 二酸化炭素、 ハロゲン化物、 粉末消火設備 ① 操作箱表示灯の点灯確認 ② 各種表示、標識の有無及び適否の確認 ③ 制御装置のスイッチ位置の確認
	6 避難器具 ① 標識の有無及び適否の確認
	7 排煙設備 ① 吸煙口、排煙口の損傷の有無の確認 ② 表示、標識の有無及び適否の確認
	8 自動火災報知設備 ① 蓄電池の電圧確認 ② スイッチ類の位置確認
	9 非常警報設備 ① スイッチ類の位置確認
	10 漏電火災警報設備 ① 電源表示灯の点灯確認 ② スイッチ類の位置確認
	11 誘導灯、誘導標識 ① 変形、損傷の有無 ② 予備電源による点灯確認
	12 ガス漏れ火災 警報設備 ① 蓄電池の電圧確認 ② スイッチ類の位置確認 ③ 表示灯の点灯確認
	13 非常照明装置 ① 器具取付状態の良否の確認 ② 器具外観の汚損、損傷の有無の確認

別表3 電気設備点検

1 電気設備点検業務の内容

保守点検業務の内容は次のとおりとする。

(1) 脳卒中・神経脊椎センター電気設備点検

ア 絶縁抵抗測定

- | | |
|-------------------|-------|
| (ア) 高圧絶縁抵抗測定 | 29回路 |
| (イ) トランス2次等絶縁抵抗測定 | 26回路 |
| (ウ) 低圧幹線絶縁抵抗測定 | 233回路 |

イ 接地抵抗測定

- | | |
|----------|-----|
| (ア) A種接地 | 6回路 |
| (イ) B種接地 | 3回路 |
| (ウ) C種接地 | 3回路 |
| (エ) D種接地 | 2回路 |

ウ 盤内清掃

44面

エ 指示計器校正・締付確認・サーモラベル貼付

43面

オ UGS点検(戸上電機製)

2面

(ア) UGS点検

点検は、毎年行うこと。

(イ) UGS保護継電器試験(3年周期)

保護継電器試験は、令和8年度に行うこと。

カ 保護継電器試験(3年周期)

1式

保護継電器試験は、令和8年度に行うこと。

(2) 脳卒中・神経脊椎センター職員宿舎電気設備点検

ア 絶縁抵抗測定

- | | |
|-------------------|-----|
| (ア) 高圧絶縁抵抗測定 | 2回路 |
| (イ) トランス2次等絶縁抵抗測定 | 2回路 |
| (ウ) 低圧幹線絶縁抵抗測定 | 5回路 |

イ 接地抵抗測定

- | | |
|-------------|-----|
| (ア) A種接地 | 1回路 |
| (イ) B種接地 | 1回路 |
| (ウ) A種・D種共用 | 1回路 |

ウ 盤内清掃

3面

エ 指示計器校正・締付確認・サーモラベル貼付

3面

オ 保護継電器試験(3年周期)

1式

保護継電器試験は、令和8年度に行うこと。

2 点検における注意事項

- (1) ボルト等の締め付け確認においては、機器の取扱説明書により、適正トルクを確認し、点検計画書に記載すると共に、適正トルクで締め付けること。弛みがあった場合はマーキングを施すこと。UGSの開閉器本体のナット等はガス漏れ及び故障の原因となるので、絶対にゆるめたり、増し締めしたりしないこと。
- (2) 作業中は、ヘルメット、安全靴、手袋、安全帯等必要な安全保護具等を着用すること。
- (3) 電気回路の活線、停電の安全確認は作業者本人が行う体制を整えること。
- (4) 底が絶縁材質の靴を使用すること。
- (5) コンデンサ回路は、抵抗放電で端子電圧が50V以下に低下するまで開閉器開放後、一般に5分間を要するため、開閉器開放から5分以上経過後、接地放電を行い作業に入ること。
- (6) 電気回路に触れる前には検電器で無電圧の確認を行うこと。検電器はチェック済みのものを使用すること。
- (7) 絶縁抵抗測定後は接地放電を必ず実施すること。
- (8) 計器用変流器の二次、三次回路を開放しないこととします。
- (9) 計器用変圧器、接地計器用変圧器の二次、三次回路を開放しないこと。
- (10) 遮断器等の引き出し、挿入を行うときは、必ず「切」状態で行うこと。

別表4 空調機等フィルター交換対象

(1/3頁)

各年度毎に、下表に記載するフィルタ交換を行うこと。

フィルタ交換の際には施工時間等十分に協議の上、実施すること。

フィルタの交換頻度は、特記のない限り年1回とする。

1 ブースターユニット・中性能フィルター(濾材交換型)

数量は1年間の交換数量

記号	機種名	台数	フィルター規格			
			P-90-W	P-90-X	P-90-X	P-90-C
			300*595*125	410*410*125	410*200*125	295*295*125
BU-1	FY-10UCH-CT	1	4	—	—	—
BU-4	FY-04UTN	1	—	2	—	—
BU-5	FY-05UCN-C	1	2	—	—	—
BU-6	FY-02UTN	1	—	1	—	—
BU-7	FY-02UTN	1	—	1	—	—
BU-9	FY-25UCH-T	1	6	—	—	6
BU-10	FY-03UTN	1	—	1	1	—
合 計		7	12	5	1	6

2 ファンコイル・中性能フィルター(NBS90%・濾材交換枠無)

記号	ユニットサイズ ¹	寸法			1台当り	8年度交換		9年度交換		10年度交換		フィルター規格
		(幅)	(高さ)	奥行き		数量	台数	枚数	台数	枚数	台数	枚数
FC-0	CP-800	285	585	30	2	1	2	0	0	1	2	VM-90M
FC-1,8	CP-200	186	169	63	1	67	67	2	2	67	67	P-90-X
FC-2,9	CP-300	186	270	63	1	45	45	0	0	45	45	P-90-X
FC-3,10	CP-400	186	320	63	1	107	107	66	66	107	107	P-90-X
FC-4,11	CP-600	186	429	63	1	272	272	124	124	272	272	P-90-X
FC-5,13	SCR-400(2連)	186	347/2	63	1	14	14	11	11	14	14	ER-90-X
FC-6,14	SCR-600(2連)	186	405/2	63	1	25	25	0	0	25	25	ER-90-X
FC-7,15	SCR-800(3連)	186	402/3	63	1	10	10	1	1	10	10	EP-90-X
FC-12	SCR-300(2連)	186	300/2	63	1	2	2	0	0	2	2	EP-90-X
FC-22	CP-1500	529	511	63	1	2	2	0	0	2	2	EP-90-X
FC-2(改修品)	暖冷工業 MVD-95	350	267	50	1	6	6	0	0	6	6	
FC-3(改修品)	木村工機 TD-90	460	230	65	1	4	4	3	3	4	4	
FC-4(改修品)	暖冷工業(2枚) MVD-95	350	267	50	2	6	12	6	12	6	12	
FC-6(改修品)	暖冷工業 PBH-504×250×50	504	250	50	1	6	6	4	4	6	6	
	PBH - 404×250×50	404	250	50	1	6	6	4	4	6	6	
FC-7(改修品)	木村工機(3枚) HSR	410	194	30	3	1	3	1	3	1	3	
年 間 枚 数 計					枚数	583	枚数	230	枚数	583		

3 空調機・フィルター(中性能フィルター濾材交換型)

数量は1年間の交換数量

記号	機種名	台数	中性能フィルター規格・数量		ロールフィルター(湿式)規格・数量		
			P-90-W	P-90-F	FR-585BL	FR-585BL	FR-585BL
			300*595*125	595*600*125	615mm×20m	1130mm×20m	1430mm×20m
			1台当たり数量		1台当たり数量		
AC-1	AVRE1-8	1	2	1	—	1	—
AC-2	MPV-4	1	—	0	0	—	—
AC-3	MPV-4	1	—	1	1	—	—
AC-4	MPV-3	1	—	1	1	—	—
AC-5	MPV-40	1	—	20	—	—	2
AC-6	MPV-14	1	6	4	—	2	—
AC-7	MPV-8	1	2	1	—	1	—
AC-8	FY-25UCV	1	3	3	—	1	—
AC-9	FY-30UCZ-T	1	2	6	—	1	—
AC-10	MPV-10	1	2	2	—	1	—
AC-11	MPV-10	1	2	2	—	1	—
AC-13	FY-25UCH-T	1	3	3	—	1	—
AC-15	MPV-21JSQ	1	—	6	—	—	1
AC-17	MPV-16JSQ	1	0	0	—	0	—
AC-18	MPV-12JS	1	0	0	—	0	—
AC-20-1	MPV-21JS	1	—	6	—	—	1
AC-20-2	MPV-21JSQ	1	—	6	—	—	1
AC-21-1	MPV-3JSQ	1	—	1	1	—	—
AC-21-2	MPV-3JSQ	1	—	1	1	—	—
AC-22-1	MPH-4JS	1	—	1	1	—	—
AC-22-2	MPH-4JS	1	—	1	1	—	—
AC-23-1	MPH-4JS	1	—	1	1	—	—
AC-23-2	MPH-4JS	1	—	1	1	—	—
AC-24	FY-10UCV	1	2	1	—	1	—
AC-25	FY-20UCV	1	3	3	—	1	—
ICU個室用		1	1	—	—	—	—
合 計			28	72	8	11	5

※AC-5、AC-6は、年2回交換のため、2回分の個数。

4 空調機・フィルター

数量は1年間の交換数量

記号	機種名	台数	中性能フィルター規格・数量			ロールフィルター規格・数量		
			TD-U90BT	TD-U90BT	UMC85-90	AF-95AR	AF-95AR	RMT200R KSI
			540*510*65	610*550*65	385*695*60			
			1台当たり数量		1台当たり数量	1台当たり数量	950mm×10m	450mm×10m
AC-12	EJ-250DTQ	1	6	—	—	1	—	—
AC-14	EJ-100DTQ	1	—	2	—	—	1	—
AC-16	EJ-100DTQ	1	—	2	—	—	1	—
AC-19	EJ-200DTQ	1	—	—	8	—	—	2
合 計			6	4	8	1	2	2

※AC-19(ICU)は、年2回交換のため、2回分の個数。

5 手術室系統外気用空調機・フィルター

数量は1年間の交換数量

記号	機種名	中性能フィルター規格・数量		
		TDBT-90 アルミ枠付 570x500x65		
OAC-S-1	DH-50CAIN		4	
	合 計		4	

※ 年2回交換のため、2回分の個数。

令和10年度に次のフィルターを交換すること。

なお、交換後は測定の実施と付近の清掃を確実に実施すること。

部屋名	室名	名称	機器型番	種類	HEPAフィルター		プレフィルター		機器メーカー
					型番	枚数	型番	枚数	
OP-1	AC-1-1	壁吸込コイルユニット	RXF-P56M	不織布 集塵効率50%以上	-	-	RX(F)用	4	アイソテック
	DF-1	ダウンフローユニット	MDF-4L	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-Q	6	-	-	
	DF-2	ダウンフローユニット	MDF-3L	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-P	2	-	-	
	DF-2	ダウンフローユニット	MDF-2L	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-N	2	-	-	
	HU-1(特)	HEPAユニット	HU-1(特)(SOA)	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)150	EHD-A-X※	1	-	-	
OP-2	AC-2-1	壁吸込コイルユニット	RX-P56M	不織布 集塵効率50%以上	-	-	RX(F)用	4	アイソテック
	DF-1	ダウンフローユニット	MDF-4W	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-Q	4	-	-	
	HU-1	HEPAユニット	HU-1(SOA)	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)150	EHD-A-D	1	-	-	
OP-3	AC-3-1	壁吸込コイルユニット	RX-P56M	不織布 集塵効率50%以上	-	-	RX(F)用	4	アイソテック
	DF-1	ダウンフローユニット	MDF-1W	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-D	4	-	-	
	HU-1	HEPAユニット	HU-1	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)150	EHD-A-D	2	-	-	
	HU-1	HEPAユニット	HU-1(SOA)	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)150	EHD-A-D	1	-	-	
その他機材室等	ダウンフローユニット	MDF-3WC(D31)-CG	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-P	2	CG-3	2		
	ダウンフローユニット	MDF-4WC(D21)-CG	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-Q	2	CG-4	2		
	ダウンフローユニット	MDF-4WC(D41)-CG	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-Q	1	CG-4	1		
	ダウンフローユニット	MDF-3WC(D41)-CG	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-P	6	CG-3	6		
	ダウンフローユニット	MDF-2WC(D21)-CG	HEPAフィルター低圧損型(DOP99.97%以上)	EHD-A-N	2	CG-2	2		
					合計枚数		36		25

※ 標準外サイズ

別表5 第一種特定製品リスト 1/2

対象室	用途	メーカー	型式	圧縮機出力 (kW)	定期点検 要否
					有無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICOOL MPR-161D(H)	0.113	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICOOL MPR-1012R	0.305	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	Fukushima	FMS-800GH-SR	0.219	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	PHCBI	MPR-S 300H-PJ	0.175	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICOOL MPR-311DR(H)	0.181	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICAL FREEZER MDF-435	0.201	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	SANYO	ULTRA LOW MDF-493AT	0.76	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	SANYO	BLOOD BANK REFRIGEARATOR MBR-107T(H)	0.143	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	PHCBI	MPR-215F-PJ	0.24	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	SANYO	BLOOD BANK REFRIGEARATOR MBR-506T(H)	0.16	無
1F検査室	冷凍・冷蔵用	パナソニック	MBR-107T4-PJ	0.143	無
調剤室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-311DR(H)	0.181	無
調剤室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-1012R	0.305	無
調剤室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-213F	0.172	無
試験室	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-512R	0.21	無
2F研究室1	冷凍・冷蔵用	SANYO	ULTRA LOW MDF-U581AT	1.02	無
2F研究室1	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICOOL MPR-512	0.23	無
2F研究室1	冷凍・冷蔵用	パナソニック	MEDICOOL MDF-U538D-PJ	0.48	無
2F研究室2	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICOOL MPR-411F	0.35	無
2F研究室2	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICOOL MPR-512	0.23	無
2F研究室2	冷凍・冷蔵用	SANYO	MEDICOOL MDF-U536D	0.205	無
2F研究室2	冷凍・冷蔵用	SANYO	ULTRA LOW MDF-592AT	0.88	無
MRI2機械室	空調用	ダイキン工業	RZYP160CA	2.9	無
MRI検査室	空調用	ダイキン工業	RZYP112CA	2.03	無
RI冷却塔	空調用	三洋電機	OCU-R151F	1.1	無
OPE室1	空調用	三菱電機	PUHY-EP224DMG1	4.2	無
OPE室2	空調用	三菱電機	PUHY-EP224DMG1	4.2	無
OPE室3	空調用	三菱電機	PUHY-EP224DMG1	4.2	無

別表5 第一種特定製品リスト 2/2

対象室	用途	メーカー	型式	圧縮機出力 (kW)	定期点検 要否
					有無
遺体保管室	冷凍・冷蔵用	三洋電機	OCU-202F	1.5	無
調剤室	冷凍・冷蔵用	三洋電機メディカシステム	OCU-R151F CC-V2050	1.1	無
検査室プレハブ 冷蔵庫(RR-3)	空調用	三洋電機メディカシステム	OCU-302F CC-V5050	2.2	無
中央監視室(AP-1)	空調用	ダイキン工業	RXTP112DA	1.85	無
防災センター(AP-2)	空調用	ダイキン工業	RXTP112F	2.74	無
ゴミ処理場	空調用	ダイキン工業	SMHJ160KD	4.5	無
駐車場管理室	空調用	ダイキン工業	RZRP45BBT	0.71	無
生ゴミ用プレハブ冷蔵庫	空調用	ダイキン工業	LSVLP1A	0.98	無
医事課事務室	空調用	ダイキン工業	SZRA50BNV	0.85	無
保育室	空調用	ダイキン工業	RYJ112F	3	無
乳児室	空調用	ダイキン工業	RYJ112F	3	無
コミュニティースペース	空調用	ダイキン工業	RYJ112F	3	無
コミュニティースペース	空調用	ダイキン工業	RYJ112F	3	無
事務室	空調用	ダイキン工業	RYJ50FT	1.5	無
事務室	空調用	ダイキン工業	RA226GX	0.6	無
談話室	空調用	ダイキン工業	RA324LXPV-W	0.95	無
管理人室	空調用	ダイキン工業	RA256GX	0.75	無
2F手術室ナースステーション	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-161D(H)	0.113	無
ICUナースステーション	冷凍・冷蔵用	SANYO	MBR-107T(H)	0.142	無
ICUナースステーション	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-213F	0.172	無
5F東ナースステーション	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-213F	0.172	無
5F西ナースステーション	冷凍・冷蔵用	PHCbi	MPR-N250FH-PJ	0.24	無
4F東ナースステーション	冷凍・冷蔵用	PHCbi	MPR-N250FH-PJ	0.24	無
4F西ナースステーション	冷凍・冷蔵用	PHCbi	MPR-N250FH-PJ	0.24	無
4F SCU	冷凍・冷蔵用	PHCbi	MPR-N250FH-PJ	0.24	無
3F東ナースステーション	冷凍・冷蔵用	PHCbi	MPR-N250FH-PJ	0.24	無
3F西ナースステーション	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-213F	0.172	無
1F外来処置室3	冷凍・冷蔵用	SANYO	MPR-213F	0.172	無
1F内視鏡室	冷凍・冷蔵用	パナソニック	MPR-N170-PJ	0.14	無
CT一般撮影室	空調用	東芝	ROA-AP1124HS	0.126	無
栄養厨房	空調用	ナカトミ	N407-TC	2.2	無
栄養厨房	空調用	ナカトミ	SAC-407N	2.2	無